

東扇島東公園駐車場管理規程

1 名称

東扇島東公園駐車場

2 駐車場管理者

- (1) 所在地 川崎市川崎区宮本町1番地
- (2) 名称 川崎市
- (3) 電話 044-287-6034
- (4) 代表者 川崎市長

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 利用（第7条―第13条）

第3章 駐車場使用料及び算定等（第14条―第16条）

第4章 引取りのない車両の措置（第17条）

第5章 保管責任及び損害賠償（第18条―第21条）

第1章 総則

（総則）

第1条 東扇島東公園駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に関する事項は、川崎市港湾施設条例（昭和22年川崎市条例第33号、以下「条例」という。）及び同条例施行規則（昭和32年規則第31号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この規程による。

2 本規程における車両とは、条例別表第2備考第1号に規定された普通自動車及び大型自動車をいう。

（利用の成立）

第2条 駐車場の利用者（以下「利用者」という。）は、駐車券の交付をもって条例による許可を受けた者とみなす。

（利用時間）

第3条 駐車場の利用時間は、原則として24時間とする。

（利用期間）

第4条 駐車場の1回の利用は、入庫した日から起算して、2日までとする。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（利用の禁止等）

第5条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、利用禁止、駐車場の隔絶、車路の通行止め及び車両の退避（以下「利用禁止等」という。）を行うことができる。

- (1) 自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これらに準ずる事故が発生し、または発生するおそれがあると認められる場合
- (2) 保安上利用の継続が適当でないとして認められる場合

(3) 設備等の保守点検等を行うため必要であると認められる場合

(4) 川崎市が権原を失った場合

(駐車できる車両)

第6条 駐車場に駐車することができる車両は、次のとおりとする。

長さ 10m、幅 3m、高さ 3.2m、重量 16t 未満。

第2章 利用

(駐車場の入出等)

第7条 車両が入庫するときは、入口ゲートにおいて駐車券の交付を受け、入庫するものとする。

2 車両が出庫するときは、出口ゲートにおいて駐車券を返納し、駐車場使用料を納付し、出庫するものとする。

3 第15条の2の規定に該当する利用者の車両が出庫するときは、出口ゲートにおいて手帳を提示した上で申し出ることにより、駐車場使用料の納付を免除するものとする。免除を受けた利用者は駐車券を返納して出庫させることができる。

4 駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖又は変更することができる。

(駐車位置の変更)

第8条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

(駐車場内の通行)

第9条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

(1) 徐行すること。

(2) 追い越しをしないこと。

(3) 出庫する車両の通行を優先すること。

(4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。

(5) 標識、掲示板等の表示又は係員の指示に従うこと。

(遵守事項)

第10条 前条に掲げるもののほか、利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。

(1) 火気を使用しないこと。

(2) ごみ等は必ず持ち帰ること。

(3) 他の利用者の車両にみだりに近づかないこと。

(4) 場内で飲酒、賭博、騒音を発する行為等をしないこと。

(5) 場内で車両等の洗浄、修理等はしないこと。軽易でやむをえない場合はこの限りではない。

(6) 場内の施設、器物、他の車両及びその取付物に損傷を与えたり、事故が発生したときは直ちに本市に届け出ること。

(7) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。

(8) 場内での行商等については必ず許可を受けること。

(9) その他、駐車場の管理及び他の利用者に支障のある行為をしないこと。

(入庫拒否)

第11条 管理者は駐車場が満車である場合のほか、条例、規則等で利用が制限されているものについては駐車を断り、又は車両を退去させることができる。

(出庫拒否)

第12条 管理者は次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができる。

(1) 利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。

(2) 利用者が出庫する場合に所定の現金を納付しないとき。

(3) 事故、その他事件に関係があると推測されるとき。

(事故に対する措置)

第13条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

第3章 駐車場使用料及び算定等

(駐車場使用料)

第14条 駐車場使用料は条例別表2のとおりとする。

(駐車場使用料における駐車時間)

第15条 駐車場使用料を算定するための駐車時間は、入庫の時刻から出庫の時刻までの時間とする。

(駐車場使用料の免除)

第15条の2 利用者のうち、次に掲げる各種福祉手帳の交付を受けている者が運転し、又はこれらの者の付添者が運転するときは、規則第4条の3の規定に基づき別に定める減免基準により、第14条に定める駐車場使用料を免除する。

(1) 身体障害者手帳

(2) 戦傷病者手帳

(3) 被爆者健康手帳

(4) 療育手帳

(5) 精神障害者保健福祉手帳

(6) 公害医療手帳

(不正利用者に対する措置)

第16条 利用者が、所定の駐車場使用料を支払わないで出庫したときは、条例第18条及び第19条の罰則を適用することがある。

第4章 引取りのない車両の措置

(引取りの請求等)

第17条 第4条に規定されている期間を超えて車両を駐車している場合又は自走が不能と思われる状態で駐車している場合、その他市長が放置していると判断したものに

については、港湾法第37条の11の規定を適用して、同法第56条の4の処分を行うことがある。

第5章 保管責任及び損害賠償

(保管責任)

第18条 管理者は、利用者が入庫したときから出庫するときまでの車両の保管責任について、駐車場法の規定により対応する。

2 管理者は、利用者が車両を出庫させた後において、管理者の故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

(車両の積載物又は取付物に関する免責)

第19条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

(免責事由)

第20条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

(1) 自然災害その他不可抗力による事故

(2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故

(3) 管理者の責に帰すことができない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故

(4) 第5条の規定による利用禁止等の措置

(5) 第13条の規定による措置

(損害賠償)

第21条 利用者は、その責に帰すべき事由により、施設等に損害をあたえたときは条例第17条の規定に基づき損害を賠償しなくてはならない。

附 則

この規程は、平成20年4月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。